

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

【歳入】

地方消費税交付金(社会保障財源化分)

55,000 千円

【歳出】

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充当される社会保障施策に要する経費

1,104,223 千円

《 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充当される社会保障施策に要する経費 》

(単位:千円)

事業名		平成30年度 当初予算	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	引き上げ分の 地方消費税収 (社会保障 財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉事業	24,211			11	1,642	22,558
	障がい者福祉事業	148,617	101,786		223	3,162	43,446
	高齢者福祉事業	38,029	650		1,410	2,441	33,528
	児童福祉事業	247,308	107,042		21,649	8,048	110,569
	母子福祉事業	1,593	780			55	758
	小計	459,758	210,258	0	23,293	15,348	210,859
社会保険	介護保険事業	125,863	579			8,501	116,783
	国民健康保険事業	59,866	31,382			1,933	26,551
	後期高齢者医療事業	108,643	16,126			6,277	86,240
	小計	294,372	48,087	0	0	16,711	229,574
保健衛生	保健衛生事業	36,342			8,482	1,890	25,970
	疾病予防対策事業	41,340	30		3,140	2,590	35,580
	母子保健事業	10,403			18	705	9,680
	健康増進対策事業	2,150	300		15	125	1,710
	医療対策事業	259,858				17,631	242,227
	小計	350,093	330	0	11,655	22,941	315,167
合計		1,104,223	258,675	0	34,948	55,000	755,600

※1.地方消費税交付金の社会保障費財源化相当分は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分しています。

※2.事務費及び事務職員に係る人件費は除外しています。